

○ 申し込みの流れ ○

全国標準略号・略語

- ㊦…難聴 ㊧…要約筆記
- ㊨…健聴 ㊩…手話
- ㊪…聴覚 ㊫…補聴器
- ㊬…障害 ㊭…福祉
- ㊮…ろうあ ㊯…ファックス

- 中失 …中途失聴
- ループ…ヒアリンググループ
- コミ …コミュニケーション
- ボラ …ボランティア

【臨時略号・略語】

原則、1週間前までに申請書をFAXでお送りください。ただし緊急の場合は直前でも受け付けます。

要約筆記者を指名することはできません。

特に配慮してほしいことやご希望がある場合は、申請書の備考欄に記入ください。

利用・待ち合わせの場所や時間も、もれなくご記入をお願いします。
※終了時間が不明なときは、見込時間か空欄で。

【事業委託】
 社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会
【申込み・問合せ先】
 特定非営利活動法人神戸ろうあ協会
 要約筆記派遣担当

〒650-0016
 神戸市中央区橘通3丁目4番1号
 神戸市立総合福祉センター2F
 TEL&FAX: 078-595-9877
 E-mail: npo.kobedeaf@gmail.com
 月～金 9:00～21:00 (受付 20:50 まで)
 土・日・祝 9:00～17:00 (受付 16:50 まで)

要約筆記者を派遣します

—神戸市意思疎通支援事業—

公的な制度で通訳をするので、
秘密は守られます。
安心してご利用ください。

手書きノートテイク



PCノートテイク



特定非営利活動法人神戸ろうあ協会

○利用できる人

- ・神戸市内に居住する聴覚障害者で、身体障害者手帳を所持する者
- ※要約筆記を必要とする聴覚障害者団体の会議等でも利用できます（別途、ご相談ください）

○利用できる内容

- ・社会生活上必要不可欠な用事
- ※1時間以内など、短い時間でも利用できます。

○利用できる場所

- ・市役所、区役所、病院、学校など
- ・市外、県外への派遣も可能

要約筆記は、文字通訳です

- 話されている内容を文字で表します
- 要約したり、重複を省いたりして、話の速度に追いつきます
- 略号・略語や、資料の記号を使います
- 要約筆記の有資格者が対応します（記録・筆談ではありません）

【派遣事例】



○費用

無料（要約筆記者への派遣費は、神戸市が負担します）

○手書きノートテイクの消耗品

- 用紙やペンも、要約筆記者が持参します。
- 使用済みの用紙が残りますが、その場の音声と同様、消えたものとして扱います。（裁断処分しますので、ご安心ください）

○パソコンノートテイク時のお願い

- パソコンを使うため、電源や机が必要です。利用予定の場所で準備可能か、確認をお願いします。
- 設営準備のため、予定時間より30分ほど早く入室できるよう調整をお願いします。
- ログの保存・提供はできません。

公的派遣対象範囲外で要約筆記を利用したい、また、講演会や各種行事を企画されるときは、特定非営利活動法人神戸ろうあ協会の要約筆記派遣センターにぜひご依頼ください！

お申込み窓口は、個人派遣と同じです（費用が発生します）

